

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 24 日（金）第3299号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 2
- 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則及び初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 2
- 鹿児島県歴史資料センター黎明館^{れいめい}の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（生活・文化課取扱い） 3
- 鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（生活・文化課取扱い） 4
- かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（※）（生活・文化課取扱い） 4
- かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（生活・文化課取扱い） 4
- 鹿児島県奄美パークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（観光課取扱い） 6

告 示

- 有害な映画等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 6
- 有害な図書等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 7
- 救急病院等の認定（地域医療整備課取扱い） 7
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止（介護福祉課取扱い） 8
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退（介護福祉課取扱い） 8
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 9
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（4件）（水産振興課取扱い） 9
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（漁港漁場課取扱い） 10
- 志布志港港湾計画の変更の概要（港湾空港課取扱い） 11
- 海岸保全区域の指定（港湾空港課取扱い） 12
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課取扱い） 12
- 鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱（※）（会計課取扱い） 13
- 鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行の指定の一部改正（※）（会計課取扱い） 13
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 13
- 道路の位置指定（北薩地域振興局取扱い） 13

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 14
- 落札者等の公告（道路建設課取扱い） 15
- 開発行為に関する工事の完了公告（2件）（建築課取扱い） 16

教 育 委 員 会 規 則

- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（※）
（義務教育課取扱い） 16

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 18

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（警務課取扱い） 18

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業雑踏警備業務 2 級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 18
- 平成29年度技能検定員審査等公告（免許試験課取扱い） 20

内水面漁場管理委員会指示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示（内水面漁場管理委員会取扱い） 23

内水面漁場管理委員会告示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示に基づく水域の指定
（内水面漁場管理委員会取扱い） 23

規 則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 7 号

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則（昭和35年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項第 1 号中「から第 3 号まで」を「及び第 2 号」に改め、同項第 2 号中「保健師」を「職員」に、「第16条第 1 項第 4 号」を「第16条第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則及び初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 8 号

鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則及び初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

（鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第12条第 2 項第13号を同項第14号とし、同項第12号中「1 日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の 1 号を加える。

(2) 勤務時間条例第16条に規定する介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第14条第 1 項第 1 号中「100分の107.5以上100分の180」を「100分の101.5以上100分の170」に、「100分の131.5以上100分の220」を「100分の125.5以上100分の210」に改め、同項第 2 号中「100分の98以上100分の107.5」を「100分の92.5以上100分の101.5」に、「100分の120以上100分の131.5」を「100分の114.5以上100分の125.5」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中

「100分の88.5」を「100分の83.5」に、「100分の108.5」を「100分の103.5」に改める。

第15条第1項第1号中「100分の43.5」を「100分の41」に、「100分の54.5」を「100分の52」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の41.75」を「100分の39.25」に、「100分の51」を「100分の48.5」に改める。

（初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正）

第2条 初任給，昇格，昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第8中

派遣職員の派遣の期間		を
専従許可の有効期間	$\frac{2}{3}$ 以下	
鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第4号）第11条に規定する介護休暇の期間	$\frac{1}{2}$ 以下	に
派遣職員の派遣の期間		
鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第4号）第11条に規定する介護休暇の期間		
専従許可の有効期間	$\frac{2}{3}$ 以下	

改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は，平成29年4月1日から施行する。
（勤勉手当の成績率の特例）
- 当分の間，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下この項において「再任用職員」という。）以外の職員（鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）第8条の2第1項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員を除く。）に対する第1条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則第14条の規定の適用については同条第1項第1号中「100分の101.5以上100分の170以下」とあり，及び同項第2号中「100分の92.5以上100分の101.5未満」とあるのは「100分の83.5」とし，再任用職員に対する同規則第15条の規定の適用については同条第1項第1号中「100分の41以上」とあるのは「100分の39.25」とする。
（介護休暇の期間に関する経過措置）
- 第2条の規定による改正後の初任給，昇格，昇給等に関する規則別表第8の規定は，この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し，同日前の介護休暇の期間については，なお従前の例による。

鹿児島県歴史資料センター黎明館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第9号

鹿児島県歴史資料センター黎明館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県歴史資料センター黎明館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年鹿児島県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 1 号及び同条第 4 項第 2 号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は，平成29年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第10号

鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第167号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加え，同項第 3 号中「第15条」を「第15条第 4 項」に，「第45条」を「第45条第 2 項」に改め，「。以下この号において同じ」を削り，同項第 6 号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は，平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 8 条第 1 項第 3 号の改正規定（「。以下この号において同じ」を削る部分に限る。）は，公布の日から施行する。

.....

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第11号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第37号）の施行期日は，平成29年 8 月 1 日とする。

.....

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第12号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表鹿児島県共生・協働センターの項の次に次のように加える。

親子交流プラザ	午前 9 時から午後 5 時まで
情報サロン	午前 9 時から午後 5 時まで

第 4 条第 1 項の表中

「 | 中ホール | 」を 「 | 中ホール
| ギャラリー（第 1 から第 3 まで） | 」に

改め，「，中ホール」の次に「，ギャラリー（第 1 から第 3 まで）」を加える。

第 9 条第 1 項第 2 号の表を次のように改める。

施設の区分	取消しの申出日	額
県民ホール	使用日の 6 月前まで	既納の使用料の全額
大ホール		
中ホール	使用日の 3 月前まで	既納の使用料の70パーセン

ギャラリー（第1から第3まで） 展示ロビー 県政記念公園	使用日の1月前まで	ト相当額 既納の使用料の30パーセン ト相当額
上記以外の施設	使用日の前日まで	既納の使用料の50パーセン ト相当額

第10条第1項第4号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「 県民ホール 大ホール 中ホール 」 を

「 県民ホール 大ホール 中ホール ギャラリー第1・第2・第3 」 に，

「 展示ロビー 」 を 「

ギャ	第1
ラリ	第2
ー	第3
展示ロビー	

」 に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中

「 展示ロビー 」 を 「

ギャ	第1
ラリ	第2
ー	第3
展示ロビー	

」 に改める。

別記第5号様式，別記第8号様式及び別記第9号様式中

「

1 県民ホール	19 大研修室 第4 (A・B)
2 大ホール (A・B)	20 中研修室 第1 (A・B)
3 中ホール	21 中研修室 第2
4 展示ロビー	22 中研修室 第3
5 リハーサル室 第1	23 小研修室 第1
6 リハーサル室 第2	24 小研修室 第2
7 リハーサル室 第3	25 小研修室 第3
8 リハーサル室 第4	26 講師控室 第1
9 リハーサル室 第5	27 講師控室 第2
10 リハーサル室 第6	28 絵画制作室
11 スタジオ・調整室	29 陶芸制作室
12 楽屋 第1	30 調理実習室
13 楽屋 第2	31 工芸室
14 楽屋 第3	32 和研修室・茶室
15 楽屋 第4	33 県政記念公園
16 大研修室 第1 (A・B)	34 設備
17 大研修室 第2 (A・B)	
18 大研修室 第3 (A・B)	

」 を

「

1 県民ホール	20 大研修室 第2 (A・B)
2 大ホール (A・B)	21 大研修室 第3 (A・B)
3 中ホール	22 大研修室 第4 (A・B)
4 ギャラリー 第1	23 中研修室 第1 (A・B)
5 ギャラリー 第2	24 中研修室 第2
6 ギャラリー 第3	25 中研修室 第3
7 展示ロビー	26 小研修室 第1
8 リハーサル室 第1	27 小研修室 第2

」

9	リハーサル室 第2	28	小研修室 第3
10	リハーサル室 第3	29	講師控室 第1
11	リハーサル室 第4	30	講師控室 第2
12	リハーサル室 第5	31	絵画制作室
13	リハーサル室 第6	32	陶芸制作室
14	スタジオ・調整室	33	調理実習室
15	楽屋 第1	34	工芸室
16	楽屋 第2	35	和研修室・茶室
17	楽屋 第3	36	県政記念公園
18	楽屋 第4	37	設備
19	大研修室 第1（A・B）		

に改める。

附 則

- この規則は、平成29年 8 月 1 日から施行する。ただし、第10条第 1 項第 4 号の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....
鹿児島県奄美パークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第13号

鹿児島県奄美パークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿児島県奄美パークの設置及び管理に関する条例施行規則（平成13年鹿児島県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第338号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第 8 条第 2 項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8653	平成29年 3 月 15 日	映 画	痴漢電車 いたづら現行犯	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
8654			犬と後家さん 腰巻の中で	新日本映像		
8655			美乳人妻 北へ向かう女たち	オービー映画		
8656			メイド熟女 潮吹き失神	新東宝映画		
8657			痴女の羨望 淫乱渴く	新日本映像		
8658			大人志願 恥じらいの発情	オービー映画		
8659			未亡人オナニー それが欲しいの	新東宝映画		
8660			痴漢電車 エッチが大好き	新東宝映画		
8661			裸の劇団 いきり立つ欲望	オービー映画		

鹿児島県告示第339号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25202	平成29年 3月15日	雑 誌	裏モノJAPAN体験ルポベストセレクシ ョン 01806-03	鉄人社	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、又は著 しく青少年 の粗暴性若 しくは残虐 性を助長し、 その健全な 育成を阻害 するおそれ がある。
25203			COMIC 華漫 4月号 03777-4	ワニマガジ ン社		
25204			恋愛天国パラダイス 3月号 09675-3	竹書房		
25205			GUSH 3月号 12467-3	海王社		
25206			ビーボーイゴールド 4月号 17779-04	リブレ		
25207			mini Berry vol.31 18426-03	大都社		
25208			実話ドキュメント 4月号 15115-4	マイウェイ 出版		

鹿児島県告示第340号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
松岡救急クリニック	南九州市川辺町永田4164番地 8

2 認定の有効期限

平成32年 3 月 31 日

鹿児島県告示第341号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ケアセンター・ きらら	奄美市名瀬小俣 町17番25号	有限会社ケアセ ンター・きらら	奄美市名瀬小俣 町17番25号	里 カツヨ	平成29年 3月31日	訪問介護
垂水徳洲会病院	垂水市田神12番 地2	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成29年 3月31日	訪問リハ ビリテー ション
垂水徳洲会病院	垂水市田神12番 地2	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成29年 3月31日	居宅療養 管理指導
福山の里デイサ	霧島市福山町福	社会福祉法人た	霧島市福山町福	松下 兼介	平成29年	通所介護

ービスセンター	山775-1	ちばな会	山838番地		3月31日	
大根占医院	肝属郡錦江町馬場445番地2	医療法人昴会	肝属郡錦江町馬場445番地2	山下 健治	平成29年 3月31日	通所リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第342号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ケアセンター・ きらら	奄美市名瀬小俣 町17番25号	有限会社ケアセ ンター・きらら	奄美市名瀬小俣 町17番25号	里 カツヨ	平成29年 3月31日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第343号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月 日	サービ スの種 類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
医療法人林田内 科	薩摩郡さつま町 宮之城屋地1548 番地	医療法人林田内 科	薩摩郡さつま町 宮之城屋地1548 番地	林田 功	平成29年 3月31日	介護療養 施設サー ビス

鹿児島県告示第344号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ケアセンター・ きらら	奄美市名瀬小俣 町17番25号	有限会社ケアセ ンター・きらら	奄美市名瀬小俣 町17番25号	里 カツヨ	平成29年 3月31日	介護予防 訪問介護
垂水徳洲会病院	垂水市田神12番 地2	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成29年 3月31日	介護予防 訪問リハ ビリテー ション
垂水徳洲会病院	垂水市田神12番 地2	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成29年 3月31日	介護予防 居宅療養 管理指導
デイサービスき らら	奄美市名瀬小松 町145番地	有限会社ケアセ ンター・きらら	奄美市名瀬小俣 町17番25号	里 カツヨ	平成29年 3月31日	介護予防 通所介護
大根占医院	肝属郡錦江町馬	医療法人昴会	肝属郡錦江町馬	山下 健治	平成29年	介護予防

	場445番地 2		場445番地 2		3 月 31 日	通所リハ ビリテー ション
--	----------	--	----------	--	----------	---------------------

鹿児島県告示第345号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

病院 又は 診療所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
国分メンタルクリニック	霧島市国分府中町35番50号	平成29年 3月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第346号

薩摩川内市港町6237番地 小倉スゞ及び薩摩川内市久見崎町239番地 末田泰光からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市川内区域（川内市漁業協同組合の地区）
- 2 区分 機船船びき網漁業

鹿児島県告示第347号

薩摩川内市下甑町長浜157番地 2 下野尚登及び薩摩川内市下甑町長浜1189番地 7 東孝也からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市下甑町長浜区域（薩摩川内市下甑町長浜の地区）
- 2 区分 主として機船底びき網漁業を営む漁業及び主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第348号

鹿児島市喜入生見町2867番地 1 号 春日水産有限会社代表取締役村田勉及び鹿児島市喜入生見町2882番地 みつ丸水産有限会社代表取締役宮崎次雄からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 鹿児島市喜入区域（喜入町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 総トン数10トン以上の漁船により主としてはえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業

鹿児島県告示第349号

熊毛郡屋久島町一湊831番地5 真辺時哉及び熊毛郡屋久島町一湊166番地 鞆保徳からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 屋久島町一湊区域（熊毛郡屋久島町一湊の地区）
- 2 区分 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業（主としてさば釣り漁業を営む漁業を除く。）

鹿児島県告示第350号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 しゅん功認可年月日
平成29年3月14日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 三反園訓
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
本村地区
熊毛郡屋久島町口永良部字向へ田372番から字濱田524番に至る地先公共空地の地先公有水面
 - (2) 区域
本村地区
次の点1から点16までを順次に直線で結んだ線及び点16と点1とを直線で結んだ線により囲まれた区域
点1 口永良部漁港原点（北緯30度27分49秒29，東経130度11分27秒94）から127度09分43秒15.44メートルの地点
点2 点1から54度45分29秒1.55メートルの地点
点3 点2から39度17分28秒10.38メートルの地点
点4 点3から79度12分32秒10.99メートルの地点
点5 点4から17度29分31秒12.56メートルの地点
点6 点5から75度48分22秒10.69メートルの地点
点7 点6から65度02分42秒10.19メートルの地点
点8 点7から55度32分02秒5.01メートルの地点
点9 点8から144度45分29秒16.01メートルの地点
点10 点9から235度51分20秒3.10メートルの地点
点11 点10から324度46分06秒3.00メートルの地点
点12 点11から235度44分21秒50.06メートルの地点
点13 点12から145度48分55秒3.00メートルの地点
点14 点13から235度53分01秒4.72メートルの地点
点15 点14から325度30分33秒12.68メートルの地点
点16 点15から55度43分58秒0.55メートルの地点
 - (3) 面積
849.16平方メートル

- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成24年12月 6 日
指令漁港第207号
- 6 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村
屋久島町

鹿児島県告示第351号

港湾法（昭和25年法律第218号）第 3 条の 3 の規定により、志布志港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお、変更後の志布志港港湾計画は、鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）において縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

志布志港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 三反園訓

港湾計画の変更の概要

平成 5 年10月 6 日鹿児島県告示第1712号によりその概要を告示した志布志港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 水域施設計画

(1) 航路（追加）

地区名	名 称	水深（メートル）	幅員（メートル）
新若浜地区	新若浜航路	16.0	260

(2) 泊地（変更）

地区名	水深（メートル）		面積（ヘクタール）
	変 更 前	変 更 後	
新若浜地区	10.0～14.0	10.0～16.0	4

(3) 航路・泊地（変更）

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
新若浜地区	16.0	87
	14.0	1

2 係留施設計画

岸壁（追加）

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用 途
新若浜地区	公共用	16.0	1	一般船用

3 臨港交通施設計画（追加）

名 称	起 点	終 点	車線数
臨港道路12号線	新若浜 4 号埠頭	臨港道路10号線	2

4 土地造成計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
新若浜地区	2 (2)	埠頭用地

備考 括弧書は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画面積で内数である。

5 土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
若浜地区	16 (16)	埠頭用地
	9 (9)	港湾関連用地
	55 (55)	工業用地
	10 (10)	交通機能用地

	20 (20)	緑地
新若浜地区	45 (45)	埠頭用地
	25 (25)	港湾関連用地
	7 (7)	交通機能用地
	20 (20)	緑地

備考 括弧書は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画面積で内数である。

6 その他の計画

(1) 効率的な運営を特に促進する区域（臨海部産業エリア）（追加）

地区名	港湾施設の種 類
新若浜地区	岸壁 埠頭用地

(2) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設（追加，変更）

地区名	港湾施設の種 類
新若浜地区	岸壁 航路 泊地 航路・泊地

(3) 船舶の物資補給等への対応（追加）

地区名	港湾施設の種 類
若浜地区	岸壁

鹿児島県告示第352号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

喜界島港海岸保全区域

鹿児島県薩南諸島沿岸喜界島港海岸志戸桶地区海岸

区 域	基 点	補 助 点
基点1から同7までを順次直線で結んだ線並びに基点7，補助点7の1，同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	1 四等三角点浜崎（北緯28度21分27.76秒，東経130度01分45.40秒）から297度59分01秒49.43メートルの地点	1の1 基点1から203度28分14秒37.33メートルの地点
	2 基点1から83度31分25秒36.83メートルの地点	7の1 基点7から178度56分31秒49.98メートルの地点
	3 基点2から353度31分25秒32.41メートルの地点	
	4 基点3から268度56分31秒146.97メートルの地点	
	5 基点4から198度23分03秒6.59メートルの地点	
	6 基点5から171度46分10秒13.47メートルの地点	
	7 基点6から263度36分44秒1.51メートルの地点	

鹿児島県告示第353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称
和泊町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 和泊都市計画下水道事業
 - (2) 名称 和泊町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年2月14日から平成33年3月31日まで（変更前平成30年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第354号

鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱（平成12年鹿児島県告示第481号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第8条第3項中「高等学校」を「県税並びに高等学校」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県告示第355号

平成19年 9 月 28 日鹿児島県告示第1470号（鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行の指定）の一部を次のように改正し、平成29年 4 月 1 日から施行する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 中「県税（）」の次に「自動払込みの方法又は」を加える。

2 中「高等学校の授業料及び受講料（自動払込み）」を「県税並びに高等学校の授業料及び受講料（自動払込み）」に改め、2(2)中「公金（）」の次に「県税並びに」を、「出納員等」の次に「及び県税収納嘱託員」を加える。

鹿児島地域振興局告示第8号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスバウム	鹿児島市伊敷台三丁目9番7号	特定非営利活動法人みっと	鹿児島市武一丁目22番29号有馬ビル305号	田邊 哲朗	平成29年3月1日	放課後等デイサービス

北薩地域振興局告示第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の

位置を指定した。

平成29年 3 月 24 日

北薩地域振興局長 中堂 藺 哲 郎

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 3 月 8 日	熊本市中央区帯山 五丁目 8 番 19 号 株式会社イワイホーム 代表取締役 岩井健一	出水市武本字観音馬場 13819番 8	91.58	5.00

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年3月24日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園 訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス紫原店
鹿児島市紫原五丁目24番2
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成28年10月27日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 駐車場出入口付近を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すこと。
 - イ 市道紫原団地174号線は、店舗が開店した後、通行車両の増加が予想されることから、歩行者の安全を確保するよう対策を講じること。
 - ウ 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 路外駐車場の設置にあたっては駐車場法11条及び12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。
 - イ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。
 - ウ 駐輪場、自動二輪駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。
 - エ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。
 - (3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
 - ア 防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持について、十分な対策を講ずること。
 - イ 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、室外機の設置場所については、付近の状況に配慮し適切な場所を選定すること。
 - ウ 自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上であることから、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

エ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法に基づき届出を行うこと。

オ 排水について、下水処理区域内に位置することから、公共下水道に接続を行うこと。

カ 廃棄物については、リサイクルに努め、処分するときは廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づき適正に処理すること。

(4) 都市計画について

ア 当計画地は、第二種中高層住居専用地域に指定されていることから、建築物の建築に関しては、関係法令等を遵守すること。

(5) 景観について

ア 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築等の行為を行う場合は、届出対象行為となることから都市景観課と事前に協議を行うこと。

イ 平成28年12月1日付指令都景第2646号の屋外広告物許可書に係る申請の内容を確実に履行するとともに、本市屋外広告物条例を遵守すること。

(6) 建築について

今回の計画で建築物を建築する際は、建築基準法及び関係規定を遵守すること。

(7) その他

ア 地域住民等の安全に十分配慮しながら、所有・占有・管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。

イ 工事中においても防災対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

ウ 従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

1 落札に係る建設工事の名称及び数量

(1) 工事名

道路整備（交付金）工事（宮古崎トンネル）

(2) 工事場所

名瀬瀬戸内線 大島郡大和村国直地内

(3) 工事概要

ア 工 法 NATM工法

イ 延 長 2,316メートル

ウ 幅 員 6.0 (9.25) メートル

エ 内空断面 55.9平方メートル

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県大島支庁建設部建設課

奄美市名瀬永田町17番3号

3 落札者を決定した日

平成29年1月11日

4 落札者の氏名及び住所

大成建設・植村組・村上建設・平良建設特定建設工事共同企業体

福岡市中央区大手門一丁目1番7号

5 落札金額

4,889,290,862円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成28年 9 月 27 日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（3 工区）

西之表市西之表字上ノ河16063番 2，16063番 3，16063番 6，16063番 8，16064番 1，16064番 3，16064番 4，16064番 8，16066番 1，16067番 3，16067番 4，16078番 5，16078番 6，16078番 7，16078番 8，16078番37の一部，16078番38の一部，16078番39の一部，16078番40の一部，16078番41の一部，16078番42の一部，16078番43の一部，16078番45の一部，16078番52及び16078番58の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市南栄五丁目10番 9 号
株式会社西川グループ本社
代表取締役 西川明寛

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日置市伊集院町大田字野首856番 1 の一部，862番 1 の一部，862番 2 の一部，866番の一部，867番の一部，868番の一部，870番 1 の一部，871番 1 の一部，871番 2，871番 3，871番 4，871番 6 及び871番 9

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 深町勝義

教育委員会規則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第 4 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第 1 条 教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改める。
（管理職手当の支給に関する規則の一部改正）

第 2 条 管理職手当の支給に関する規則（昭和34年鹿児島県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。
別表第 3 及び別表第 4 中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に改める。

（鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正）

第 3 条 鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則（昭和39年鹿児島県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号中「，鹿児島県教育委員会」を「鹿児島県教育委員会」に改め，同項第 2 号中「又は卒業した中学校」を「，これに準ずる学校，義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は卒業した中学校，これに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校」に，「，県教育委員会」を「県教育委員会」に改める。

（鹿児島県総合教育センター規則の一部改正）

第 4 条 鹿児島県総合教育センター規則（昭和43年鹿児島県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 3 条教科教育研修課の項第 1 号中「及び中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

（鹿児島県立青少年研修センター規則の一部改正）

第 5 条 鹿児島県立青少年研修センター規則（昭和45年鹿児島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中

勤 勞 青 年	人	小 学 校	人	中 学 校	人	を
高 等 学 校	人	高 専 ・ 大 学	人	育 成 関 係 者	人	
そ の 他	人			計	人	

小 学 校	人	中 学 校	人	義 務 教 育 学 校	人	に改める。
高 等 学 校	人	高 専 ・ 大 学	人	勤 勞 青 年	人	
育 成 関 係 者	人	そ の 他	人	計	人	

別記第 3 号様式中

勤 勞 青 年	人	小 学 校	人	中 学 校	人	を
高 等 学 校	人	高 専 ・ 大 学	人	育 成 関 係 者	人	
そ の 他	人			計	人	

小 学 校	人	中 学 校	人	義 務 教 育 学 校	人	に改める。
高 等 学 校	人	高 専 ・ 大 学	人	勤 勞 青 年	人	
育 成 関 係 者	人	そ の 他	人	計	人	

（鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則の一部改正）

第 6 条 鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則（昭和49年鹿児島県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 4 号中「財団法人鹿児島県体育協会（昭和44年 8 月 23 日に財団法人鹿児島県体育協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人鹿児島県体育協会（」に改め，同項第 6 号中「第15条」を「第15条第 4 項」に，「第45条」を「第45条第 2 項」に改め，同条第 2 項第 1 号中「又は高等学校」を「，義務教育学校，高等学校又は特別支援学校」に改める。

（鹿児島県立図書館の組織及び管理運営に関する規則の一部改正）

第 7 条 鹿児島県立図書館の組織及び管理運営に関する規則（昭和51年鹿児島県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項第 3 号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

（教育業務連絡指導手当支給規則の一部改正）

第 8 条 教育業務連絡指導手当支給規則（昭和53年鹿児島県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の表中「中学校」の次に「及び義務教育学校の後期課程」を加え，同条第 4 号の表中「小学校」の次に「及び義務教育学校の前期課程」を，「中学校」の次に「及び義務教育学校の後期課程」を加える。

（指導が不適切な教員の取扱いに関する規則の一部改正）

第9条 指導が不適切な教員の取扱いに関する規則（平成15年鹿児島県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第7号

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 の表13の項を削り、同表 1 の項中「鹿児島大学医学部・歯学部附属病院」を「鹿児島大学病院」に改め、同表86の項中「鹿児島大学医学部・歯学部附属病院霧島リハビリテーションセンター」を「鹿児島大学病院霧島リハビリテーションセンター」に改め、同表103の項中「社団法人大島郡医師会病院」を「大島郡医師会病院」に改め、同表121の項中「社会医療法人義順顕彰会田上病院」を「社会医療法人義順顕彰会種子島医療センター」に改める。

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第19号

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

南種子町	西之駐在所 荃永駐在所 島間駐在所
------	-------------------------

，「現和駐在所」，「坂井駐在所」及び「浜津

脇駐在所」を削り、「南種子駐在所」を「南種子交番」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会と協議して定める。

公安委員会公告

警備業雑踏警備業務 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務 2 級検定を次のとおり実施する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 検定の種別及び級の区分
雑踏警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

- (1) 実施日時
平成29年6月24日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、検定当日の受付時間は、午前8時30分から午前9時までとする。
- (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- (3) 受検定員
30人（受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定の方法及び内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成29年5月8日（月）から同月19日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。） 1通
 - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
 - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
 - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
 - (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先
受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
 - (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
 - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
 - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
.....

平成29年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、平成29年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

平成29年3月24日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 前期審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

- ㊦ 筆記試験 平成29年5月8日（月）及び同年7月3日（月）の午前9時から
- ㊧ 技能試験 平成29年5月8日（月）及び同年7月3日（月）の午後1時から
- ㊨ 面接試験 平成29年5月9日（火）及び同年7月4日（火）の午前9時から

イ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成29年5月8日（月）及び同年7月3日（月）の午前10時から

ウ 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成29年6月5日（月）、同月6日（火）及び同年9月25日（月）、同月26日（火）のそれぞれの日の午後1時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

- ㊦ 筆記試験 平成29年5月15日（月）及び同年7月10日（月）の午前10時から
- ㊧ 技能試験 平成29年5月15日（月）及び同年7月10日（月）の午後1時から
- ㊨ 面接試験 平成29年5月16日（火）及び同年7月11日（火）の午前9時から

イ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成29年5月15日（月）及び同年7月10日（月）の午前10時から

ウ 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成29年6月7日（水）、同月8日（木）及び同年9月27日（水）、同月28日（木）のそれぞれの日の午後1時から

2 後期審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

- ㊦ 筆記試験 平成29年10月16日（月）の午前9時から
- ㊧ 技能試験 平成29年10月16日（月）の午後1時から
- ㊨ 面接試験 平成29年10月17日（火）の午前9時から

イ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成29年10月16日（月）の午前10時から

ウ 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成29年11月13日（月）及び同月14日（火）のそれぞれの日の午後1時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

- (㉞) 筆記試験 平成29年10月23日（月）の午前10時から
- (イ) 技能試験 平成29年10月23日（月）の午後1時から
- (ウ) 面接試験 平成29年10月24日（火）の午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成29年10月23日（月）の午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成29年11月15日（水）及び同月16日（木）のそれぞれの日の午後1時から

3 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地）

4 審査の申請手続

(1) 受審資格要件

ア 教習指導員審査

(㉞) 審査の種類（普通自動車免許）

審査を受ける日の年齢が21歳以上で普通自動車に係る運転免許を有する者

(イ) 審査の種類（大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者で，大型自動二輪車免許については，普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有しているもの

(ウ) 審査の種類（大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導員資格を有している者で，かつ，過去1年以内に，国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習を修了しているもの

イ 技能検定員審査

(㉞) 審査の種類（普通自動車免許）

審査を受ける日の年齢が25歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

(イ) 審査の種類（大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者で，大型自動二輪車免許については，普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有しているもの

(ウ) 審査の種類（大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で，かつ，過去1年以内に，国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了しているもの

ウ その他

一人の受審者につき，教習指導員審査を1種，技能検定員審査を1種の合計2種まで受審できるものとする。

(2) 申請書類

ア 審査申請書

イ 資格審査票

ウ 運転免許証の写し

エ 運転記録証明書（過去5年の交通違反等が記載されたもの）

オ 普通自動車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は，その免

許に係る教習指導員資格者証の写し

カ 普通自動車免許，普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格を有する者は，その免許に係る技能検定員資格者証の写し及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は，その免許に係る教習指導員資格者証の写し

キ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受審する者は，受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

ク 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は，受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地 郵便番号 899-5421）

なお，郵送の場合は，封筒の表に「申請書在中」と朱書し，書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際，審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼付して納付すること。ただし，審査細目により金額が異なるため，詳しくは問い合わせること。

なお，申請書類を受け付けた後は，審査手数料は返還しない。

5 前期受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

平成29年5月実施分は，同年4月1日（土）から同月14日（金）まで，同年7月実施分は，同年6月1日（木）から同月14日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし，郵送の場合は，平成29年4月14日及び同年6月14日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・準中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

平成29年6月実施分は，同年4月15日（土）から同月30日（日）まで，同年9月実施分は，同年8月15日（火）から同月31日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし，郵送の場合は，平成29年4月30日及び同年8月31日の消印のあるものまで受け付ける。

6 後期受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

平成29年9月1日（金）から同月14日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし，郵送の場合は，平成29年9月14日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・準中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

平成29年9月15日（金）から同月30日（土）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし，郵送の場合は，平成29年9月30日の消印のあるものまで受け付ける。

7 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は，鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお，同用紙を郵便により請求する場合は，封筒の表に「資格審査票請求」と書き，宛先及び郵便番号を明記し，120円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

8 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課

始良市東餅田3937番地（郵便番号 899-5421）

電話番号 0995-65-2295

内水面漁場管理委員会指示**鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第28－3号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年3月24日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

1 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。

ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合は、この限りではない。

なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。

2 指示の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

内水面漁場管理委員会告示**鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第28－2号**

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る平成29年3月24日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第28－3号（コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示）に基づく水域を次のとおり定める。

平成29年3月24日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

- 1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 2 肝属川水系の本流及び支流（ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。）
- 3 思川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流（ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。）
- 5 天降川水系の本流及び支流
- 6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 7 和田川水系の本流及び支流
- 8 新川（鹿児島市）水系の本流及び支流
- 9 甲突川水系の本流及び支流
- 10 八房川水系の本流及び支流
- 11 神之川水系の本流及び支流
- 12 新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流